

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 97号

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第26号を削り、第27号を第26号とし、第28号から第34号までを1号ずつ繰り上げ、同項第35号中「、京都市母子家庭等医療費支給条例及び京都市子ども医療費支給条例」を「及び京都市母子家庭等医療費支給条例」に改め、同号を同項第34号とし、同項第36号を同項第35号とし、同号の次に次の1号を加える。

(36) 児童手当及び子ども手当に関する認定の請求、届出その他の手続の受付に関すること。ただし、本市の職員に係るものを除く。

第5条第2項中第57号を第59号とし、第38号から第56号までを2号ずつ繰り下げ、第37号を第39号とし、同号の前に次の2号を加える。

(37) 京都市子ども医療費支給条例による医療費に関する申請、届出その他の手続の受付に関すること。

(38) 高校生等に対する学用品購入等の助成金及び入学支度金に関する申請、届出その他の手続の受付に関すること。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)